

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	5 - 5
法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	第10条第2項		
許認可等	占用料等の減免				
<p>1 根拠規定</p> <p>愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)</p> <p>第10条(占用料等の徴収)</p> <p>1 知事は、第3条第1項の許可を受けた者から、別表第1及び別表第2に定める占用料又は土石採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。</p> <p>2 知事は、特に必要と認める者に対しては、その占用料等を減免することができる。</p> <p>3 既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により許可を取り消した場合、その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査基準</p> <p>愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)</p> <p>第8条(許可の取消し等)</p> <p>1 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物の改築、移転若しくは除去し、その行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき海域の管理上の障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設を設置若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は前項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>第3条第1項の許可に係る海域について、国又は地方公共団体が使用する必要を生じた場合、その他公益上やむを得ない場合</p> <p>附 則</p> <p>3 この条例の施行の際現に漁業者が漁業のために普通海域において工作物を設置して海域の占用をしている場合においては、当該工作物の設置については、施行日から起算して3月間は、第3条第1項第1号の規定は適用しない。</p> <p>4 前項に規定する漁業者は、施行日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 前項の届出をした者は、当該届出に係る工作物の設置については、規則で定める期間は第3条第1項の許可を受けた者とみなす。</p> <p>・ 愛媛県の海を管理する条例の施行について(平成7年12月27日付ガ可第1064号土木部長通知) [愛媛県の海を管理する条例に係る審査基準について(平成9年2月24日付ガ可第182号部長通知)で一部改正]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第6 占用料の取扱い</p> <p>条例第10条第2項の「特に必要と認める者」とは、漁業を行なうために工作物を設置して海域を占用する漁業者をいうものであること。</p> <p>従って、漁業者(漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を含む。)が漁業を行なうために条例第3条第1項の規定により許可を受けた場合は、条例第10条第2項の規定に基づき占用料を免除する</p>					

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

こととする。

また、条例附則第5項により、条例第3条第1項の許可を受けた者とみなされた場合も、同様に
占用料を免除することとする。